

平成三十年四月二十日提出  
質問第一四〇号

「入国・在留審査要領」のマスクINGが外された文書が流出していることに関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

「入国・在留審査要領」のマスクングが外された文書が流出していることに関する質問主意書

法務省入国管理局は、入国・在留の審査基準となる「入国・在留審査要領」について、外国人の入国・在留手続きにおける申請取次ぎ業務を行う行政書士等からの開示請求を受けて、審査業務に影響を及ぼす部分についてマスクングして開示していません。

現在、このマスクング部分が読み取れたとして、「入国・在留審査要領」の第十二編のマスクングが事実上、外れたものを、インターネットで販売している者がいます。

以下、政府に質問します。

一 このマスクング部分が読み取れたとする「入国・在留審査要領」第十二編が、インターネット上で販売されていることを知っていますか。知っているとしたら、それはいつ知りましたか。また、どのような経緯で知りましたか。

二 マスキング部分が読み取れる文書が流通している理由は何か。また、その再発防止に努めるべきだと考えますが、どのような対策を取っているのか、明らかにされたい。

三 読み取れたとするマスクング部分の真贋を問わず、このような文書の流通は入国・在留審査業務の公平

性に疑念を生じさせかねないことから、この文書を販売している者に対して、販売をやめさせる必要があると考えますが、そのための対策は取っていますか。

四 マスキング部分が読み取れたとする「入国・在留審査要領」が流通していることを踏まえ、入国・在留審査業務の公平性に疑念を生じさせないように、「入国・在留審査要領」を改定する必要があると思います。が、政府の見解を伺います。

五 公文書の管理や取扱いについて問題となっている中で、このような公文書の不適切な取扱いに起因する問題が発生したのに、公にしなかったのはいかなる理由からか、政府の見解を伺います。

右質問する。